

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央クリーン・リサイクル)

1. 監査実施期日 : 令和2年6月23日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

1 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p><b>【全体】</b>                      ア 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等の軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。</p> <p><b>【サービス関係】</b>                      ア 時間外命令簿において、16時45分から22時00分まで勤務し、勤務時間が4時間45分となっていることから、30分休憩を取っていると思われるが、2か所ある休憩時間の欄(「うち休憩時間」欄)に記載漏れがあったので、補完されたい(R1・クリーン)。</p> <p><b>【請求書関係】</b>                      ア 請求書関係において、ごみ収集運搬委託について、契約書第6条第3項の規定に基づき、当該月の10日までに請求書を発注者に提出するよう定めているが、たびたび提出が遅れている受注者がいるので、業者指導に当たられたい(R1,R2・クリーン)。</p> <p><b>【物品購入関係】</b>                      ア 物品購入関係において、①契約保証金の取扱いについて、契約保証金の免除の記載がないものや引用条項の記載誤りが見受けられた(HCL計消耗部品購入、四分析計消耗部品購入、ガス冷却室用噴霧ノズルチップ購入ほか)。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、根拠規定を明記されたい(R1,R2・クリーン)。②ごみクレーン用キャブタイヤケーブル購入の実施に当たり、契約方法を1者特命随意契約とし、理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているが、当該物品購入の予定価格を考慮すれば、同項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の</p>	<p>ア 訂正し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 不備を補完し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 期日まで提出するように業者に指導を行いました。</p> <p>ア ①補完、訂正しました。以後適正に事務処理するように職員へ周知しました。                      ②適正な理由となるように条文を理解し、事務処理するように職員へ周知しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央クリーン・リサイクル)

1. 監査実施期日 : 令和2年6月23日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

2 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が競合した場合は、第1号が優先適用)。よって、1者特命随意契約を行う場合は、契約規則第29条第1項ただし書き(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積書を徴収することになるので、該当号数を慎重に見極め、適正に事務処理されたい(R1・クリーン)。</p> <p><b>【業務委託関係】</b>                      ア 業務委託契約において、①契約保証金の取扱いについて、契約保証金の免除の記載がないものや根拠規定の引用がないもの、引用条項の記載誤りが見受けられた(CCTV装置保守点検業務、施設内清掃業務、小動物焼却炉点検業務、空調設備点検業務、公害測定機器酸素濃度計点検業務、ダイオキシン類測定業務ほか)。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、根拠規定を明記されたい(R1,R2・クリーン,リサイクル,最終処分場)。②公害測定機器酸素濃度計点検業務について、着手届及び業務工程表の請負代金に記載誤りがあったので、受理する際には十分確認されたい(R1・クリーン)。</p> <p><b>【修繕・工事関係】</b>                      ア 修繕・工事関係において、①契約保証金の取扱いについて、引用条項の記載誤りが複数見受けられた。修繕契約事務は工事請負契約に準じた取扱いとしていたので、契約保証金の免除規定は契約規則ではなく建設工事執行規則の規定を引用すること(R1,R2・クリーン,リサイクル)。②修繕契約の場合は工事請負契約書の様式を準用するので、各様式中の「工事」は「修繕」に読み替えることになるが、字句を変更してい</p>	<p>ア ①補完, 訂正しました。以後適正に事務処理するように職員へ周知しました。                      ②十分に確認し適正に事務処理するように職員へ周知しました。</p> <p>ア ①補完, 訂正しました。以後適正に事務処理するように職員へ周知しました。                      ②適正に事務処理するように職員へ周知しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央クリーン・リサイクル)

1. 監査実施期日 : 令和2年6月23日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

3 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>る契約書が見受けられた。字句を変更することなく、規定様式に基づき作成されたい。ただし、請書を徴した場合の完成届については、様式に記載されている工事請負契約書条項を請書条項に改められたい(R1,R2・クリーン,リサイクル)。③消費税に関する届出書の收受日が契約締結日より後の日付であるものが複数見受けられた。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、收受日は契約締結日と同日となる(R1,R2・クリーン,リサイクル)。④着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1,R2・クリーン,リサイクル)。⑤完成検査復命書について、検査の内容欄の記載が不明瞭である。工事等検査執行要領第3条の規定に基づき、具体的な検査内容を記載すること(R1・クリーン,リサイクル)。⑥不燃粗大ヤード壁保護鉄板取付修繕の一部下請負承認願に受注者とその下請企業との下請契約の写しの添付漏れがあったので、適正に事務処理されたい(R2・リサイクル)。⑦不燃粗大ヤード壁保護鉄板取付修繕の実施に当たり、契約方法を1者特命随意契約とし、理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているが、当該修繕の予定価格を考慮すれば、同項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は、第1号が優先適用)。よって、1者特命随意契約を行う場合は、建設工事執行規則第26条第1項ただし書き(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積</p>	<p>③補完, 訂正しました。日付等を十分に確認し、以後適正に事務処理するように職員へ周知しました。                  ④補完, 訂正しました。提出書類等の提出について業者への指導と、書類の確認を十分に行い、以後適正に事務処理するように職員へ周知しました。                  ⑤具体的な検査内容を記入するように職員へ周知しました。                  ⑥下請契約の写しの添付を周知しました。                  ⑦1者特命随意契約を行う場合、適用規則等を精査するよう周知しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央クリーン・リサイクル)

1. 監査実施期日 : 令和2年6月23日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

4 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>書を徴収することになるので、該当号数を慎重に見極め、適正に事務処理されたい(R2・リサイクル)。⑧搬出室シャッター修繕について、緊急を要するとの理由から見積徴収伺いを起案せずに、見積徴収した結果に基づき請書を徴し、契約を締結しているが、本件については、工期が2か月以上あり、緊急を要するとは言い難い。規定に基づき、適正に事務処理されたい(R2・リサイクル)。⑨1号炉・2号炉耐火材補修工事について、着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書、工事出来高検査結果通知書(案)の編綴漏れがあったので、適正に事務処理されたい。また、部分払を請求するに当たり、受注者の任意様式による完成届が提出されているが、文言及び引用条項に記載誤りがあった。引用されていた工事請負契約書第40条は部分引渡しの規定であり、第39条で定める部分払とは異なる。受理するには十分確認し、不備がある場合は業者指導に当たられたい。出来高検査復命書の出来高歩合及び出来高払金算定基礎欄に記載誤りがあった。請負代金額の10分の9との記載であるが、契約書第39条第1項の規定に基づき、「出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額」であり、同条第6項の規定に基づき、第1項の請負代金相当額は発注者と受注者とが協議して定めるとされているので、適正に事務処理されたい(R1・クリーン)。</p> <p><b>【支出負担行為・支出命令関係】</b>                  ア 支出負担行為・支出命令関係において、①空気圧縮機及び給じん装置パドルモータ交換修繕について、支出負担行為日に誤りがあった。会計事務規則第39条第1項(別表第4)の規定により、歳出科目が需用費(修繕料)の場合、支出負担行為として整理する時期</p>	<p>⑧適切な事務処理をするよう周知しました。                  ⑨提出書類等については業者への指導と、書類の確認を十分に行い、部分払い請求の完成届及び出来高検査復命書については条文を十分確認し、業者指導も含め、適正な事務処理を行うよう職員へ周知しました。</p> <p>ア ①適正に事務処理するように職員へ周知しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央クリーン・リサイクル)

1. 監査実施期日 : 令和2年6月23日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

5 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>は「契約締結するとき」とされており、本件については、契約締結日となる。規定に基づき、適正に事務処理されたい(R1・クリーン)。②支出負担行為日に誤りはないが、長期継続契約として3月中に契約締結しているものについて、支出負担行為の事務処理が4月中旬以降に行われているものが複数見受けられたので、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。</p> <p><b>【公用車運転日誌】</b>                      ア 公用車運転日誌において、ミニホイールローダー、ホイールローダー、4トンダンプ、軽トラック、小型ダンプの走行距離欄に記載誤りがあったので、訂正されたい(R2・クリーン、リサイクル)。</p> <p><b>【納入通知書兼領収書】</b>                      ア 納入通知書兼領収書において、資源物売払の起案に決裁日及び施行日の記載漏れがあったので、適正に事務処理されたい(R1・クリーン)。</p> <p><b>【現金出納簿】</b>                      ア 現金出納簿において、①4月末のごみ処理手数料約170万円を5月8日に入金しているが、公金管理の適正性を欠いている。会計事務規則第24条第2項ただし書きに基づき、収納した日から7日以内に処理されたい(R2・クリーン)。②7月25日入金のごみ処理手数料について、入金確認印欄に押印漏れがあったので、補完されたい(R1・クリーン)。③3月31日入金のごみ処理手数料について、入金額の記載漏れと入金確認印欄に押印漏れがあったので、補完されたい(R1・クリーン)。</p>	<p>②速やかに事務処理するよう職員へ周知しました。</p> <p>ア 補完、訂正し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 適正に事務処理するように処理するように職員へ周知しました。</p> <p>ア ①速やかに事務処理するように職員に周知しました。                      ②不備を補完し、職員へ周知しました。                      ③不備を補完し、職員へ周知しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。